

I P 通 信 網 サ 一 ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ペイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーピイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、Kビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM 又は玉島テレビ放送株式会社
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名

[ 現 行 ]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ペイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーピイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、Kビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社又は株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名

(略)	(略)	(略)	(略)
第3-47種契約 玉島テレビ放送株式会社	第2節～第3節 (略)  第4章～第15章 (略)  料金表 (略)  別表1～別表3 (略)	第2節～第3節 (略)  第4章～第15章 (略)  料金表 (略)  別表1～別表3 (略)	

附 則（令和7年1月31日経企第5039号）  
この改正規定は令和7年2月25日から実施します。